

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

ご利用者またはご利用者家族に提供する居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知って頂きたい内容についてご説明いたします。

この「重要事項説明書」は、「居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」の諸規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 【 事業者名称 】 | 医療法人社団 博英会 |
| 【 代表者氏名 】 | 理事長 金子 大成 |
| 【 所在地 】 | 福島県西白河郡西郷村字道南東11 |
| 【 連絡先 】 | (TEL) 0248-24-3111 (FAX) 0248-24-3113 |

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 【 事業所の名称 】 | ニコニコ居宅介護支援事業所 |
| 【 事業者番号 】 | 福島県指定 0772800504 |
| 【 所在地 】 | 福島県西白河郡西郷村字下前田東5-1 |
| 【 連絡先 】 | (TEL) 0248-21-2850 (FAX) 0248-21-2851 |
| 【 事業実施地域 】 | 福島県西白河郡西郷村及び白河市
(平成17年市町村合併前の白河市) |
| 【 管理者 】 | 菊池 まゆみ |

(2) 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

② 運営方針

- ア 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ウ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- エ 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- オ 前4項のほか、「居宅介護等の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

【 営業日 】 月曜日～土曜日（祝日・8月13～15日、12月31～1月3日を除く）

【 営業時間 】 午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、木曜日及び土曜日は8時30分から12時30分までとする。

【 連絡体制 】 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(TEL) 0248-21-2850 ※事業所専用携帯電話へ転送されます。

(4) 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	居宅介護支事業所管理	1 人

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	居宅介護支援業務全般	1人以上

3 居宅介護支援の内容、利用料について

居宅介護支援費は、以下の通りですが、加算部分も含めて自己負担はありません。

《要介護度別》

要介護 1	要介護 2	10,860円	(45件未満)
要介護 3	要介護 4	要介護 5	14,110円 (45件未満)
介護予防支援費 (Ⅱ)		4,720円	

《各種加算》

- 1 特別地域加算一律 (予防含む) 15%加算
 - 中山間地域等における小規模事業所加算 (予防) 10%加算
 - 中山間地域等に移住する者へのサービス提供加算 (予防) 5%加算
- 2 初回加算 (新規・2区分以上変更・要支援から要介護認定) 3,000円
- 3 特定事業所加算 I 5,190円
 - ① 主任介護支援専門員を2名以上配置
 - ② 介護支援専門員を3名以上配置
 - ③ 利用者の情報又はサービス提供に当たっての定期的な会議の開催
 - ④ 24時間連絡体制
 - ⑤ 中重度者の利用者が40%以上
 - ⑥ 計画的な研修実施
 - ⑦ 困難な事例への支援提供
 - ⑧ 他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加
 - ⑨ 特定事業所集中減算無
 - ⑩ 一人当たり45件未満
 - ⑪ 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成体制の整備
 - ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同での研修会等の実施
 - ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること)
- 4 特定事業所加算 II 4,210円
(①主任介護支援専門員を1名以上配置、②介護支援専門員を3名以上配置、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬に関しては共通)
- 5 特定事業所加算 III 3,230円
(①主任介護支援専門員を1名以上配置、②介護支援専門員を2名以上配置、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬に関しては共通)

6 特定事業所加算A 1,140円

(①主任介護支援専門員を1名以上配置、②介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員を1名以上配置、③に関しては共通、④、⑥他事業所と連携可、⑦、⑧、⑨、⑩に関しては共通、⑪、⑫他事業所と連携可、⑬に関しては共通)

7 特定事業所医療介護連携加算 1,250円

(前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院、退所加算の算定に係る医療機関、福祉施設との連携の回数の合計が35回以上、ターミナル加算が15回以上、特定事業所加算を算定)

8、入院時情報連携加算 (I) 2,500円

(入院した日のうちに情報提供した場合)

入院時情報連携加算 (II) 2,000円

(入院した日の翌日または翌々日に情報提供した場合)

9、退院・退所加算

退院・退所加算 (I) イ 4,500円

医療機関等の職員より必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回

退院・退所加算 (I) ロ 6,000円

医療機関等の職員より必要な情報提供をカンファレンスにより1回

退院・退所加算 (II) 6,000円

医療機関等の職員より必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回

退院・退所加算 (II) ロ 7,500円

医療機関等の職員より必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

退院・退所加算 (III) 9,000円

医療機関等の職員より必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

10、ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

対象者：医師が回復の見込みがないと診断した者であって在宅で死亡した利用者

① 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて支援の提供を行う体制を整備

② 終末期の医療やケアの方針に関する利用者、家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問し主治医の助言を得つつ必要な支援を提供

③ 訪問により把握した利用者の状況等の情報を記録し主治医及びサービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所へ提供

1 1、通院時情報連携加算 500円

利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

1 2、緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円

病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問、カンファレンスを行い、サービス利用の調整をした場合)

(1) 下記の場合は、所定単位数を5%に減額請求します。

- ① 正当な理由なく1月に一回利用者宅を訪問し、利用者とは面接していない。
- ② 新規・更新・区分変更時に、サービス担当者会議の開催、担当者への照会を行っていない。
- ③ 居宅サービス計画書の説明と同意並びに交付をしていない。
- ④ 実施状況の把握後の結果（モニタリング）を毎月記録していない。
- ⑤ 利用者やその家族に対しケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介、位置付けた理由を求めることが可能である旨の説明を行っていない。

※ 上記基準減算が2ヶ月以上継続する場合は、請求できません。

(2) 保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際は、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、サービス提供票証明書を市町村に提出すると払い戻しを受けられます。

(3) 利用者の課題分析から居宅サービス計画書の交付に掲げる一連の業務については、利用者の希望による軽微な変更の場合や、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合、効果的・効率的に行うことを前提に一連の流れの順序について拘束されずに、サービス計画を見直すなど、適切に対応します。

(4) 下記の場合は所定単位数から200単位を減算請求します。

- ① 正当な理由なく前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画書に位置付けされた提供総数のうち同一の事業所によって提供されたものの占める割合が80%を超えている。

【対象サービス：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与】

② 下記の場合は所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

イ. 業務継続計画が未作成。

ロ. 高齢者虐待防止措置未実施。

4 その他の費用について

交通費：利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

(1) 通常事業実施地域である市町村の境界から1キロメートル30円

5 利用者の居宅への訪問

介護支援専門員が利用者の状況把握のために居宅を訪問します。

その頻度は場合により異なりますが、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合に限りです。

6 居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について

(1) 利用者やその家族は、居宅サービス計画書作成・変更の際に複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。

(2) 利用者やその家族は、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。

7 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。※別紙参照

8 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

(1) 利用料、その他の費用の請求

① 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。

② 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月に利用者宛にお届けします。ただし、請求額の無い月はお届けいたしません。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者および事業者の使用する者は、居宅介護支援を提供する上で、知り得た利用者及び

その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

1 0 居宅介護支援に関する相談・苦情について

ニコニコ居宅介護支援事業所までご相談下さい。

1 1 利用者の人権の擁護・虐待等の防止について

利用者の人権の擁護・虐待を防止するための担当者の選定や職員に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置は同法人の施設と合同で行います。

また、サービス提供中に、当該事業所職員又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 2 身体拘束廃止について

身体的拘束等の適正化のために委員会の設置、研修など定期的な実施は同法人の施設と合同で行います。

1 3 感染症や非常災害の発生時について

利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。

1 4 ハラスメント対策について

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

また、利用者やその家族が職員に対して行う、暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 5 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記の内容について、「居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地 福島県西白河郡西郷村字下前田東 5 - 1

法人名 医療法人社団 博英会

事業所名 ニコニコ居宅介護支援事業所

説明者氏名 菊池 まゆみ

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者（直筆・代理人代筆）

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印